

事務連絡
令和3年4月6日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、
テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等について

令和3年4月1日に開催された第59回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、4月5日から5月5日までを期間として、宮城県、大阪府及び兵庫県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、これに伴い基本的対処方針が変更されました。

これを受け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、別添1～3のとおり、重点措置区域の公示及び基本的対処方針の変更、テレワーク等の推進、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に関する留意事項等について、依頼があり、また、政府対策本部を受けて持ち回り開催された第21回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添4のとおり、大臣指示がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添について着実に実施して頂くとともに、貴会会員に対しても、周知・呼びかけを行う等の対応をしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について」

(別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示」

(別添1別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年4月1日変更)

(別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「テレワーク等の推進について」

(別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(補足として、令和2年11月12日付、令和3年2月4日付、令和3年2月26日付の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を添付)

(別添4) 第21回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示